

岐阜県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)24年度 の人件費率
25年度	人 2,098,176	千円 766,227,144	千円 5,771,738	千円 225,244,680	% 29.4	% 30.8

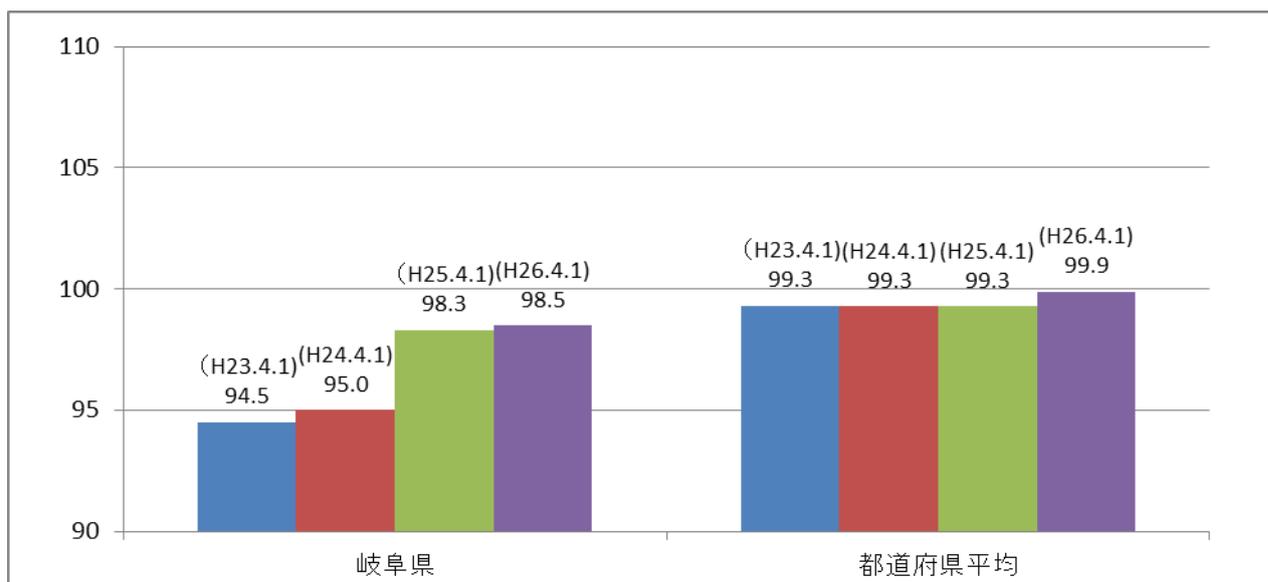
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 24,086	千円 105,118,012	千円 16,899,478	千円 38,718,442	千円 160,735,932	千円 6,673

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,875

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給与の抑制措置（平成21年度～24年度）の終了等により、25年度以降のラスパイレス指数が上昇している。

現在のところ、都道府県平均を下回っており、今後も、地域の民間企業等の給与水準を踏まえた人事委員会勧告を十分尊重した上で、適正な給与水準の維持に努めていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円 375,820	円 374,930	円 890	% 0.24	% 0.24	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.10	月 3.95	月 0.15	月 4.10	月 4.10	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、全体としては現行の給料表水準を維持(改定率 0.0%)しつつ、給料表における給与カーブを見直し(高齢層について最大で△2.4%の減額改定)、激変緩和のため、経過措置として現給保障を実施。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準 2.5%に対し、岐阜県においては 2.0%と現行の支給割合を維持。

(実施時期) 国は段階的に支給割合を上げることとしているが、岐阜県においては当面現行制度を維持。

(参考)

	平成 2 6 年度 の支給割合	見直し後の支給 割合 (H30.4.1)	平成 2 7 年度の 支給割合
国基準による支給割合	2.0%	3.7%	2.5%
岐阜県の支給割合	2.0%	2.0%	2.0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 2 7 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岐阜県	42.8歳	335,214円	403,658円	368,709円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
都道府県平均	43.4歳	335,401円	421,368円	375,393円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
岐阜県	49.1歳	153人	315,956円	357,951円	332,438円	—	—	—	—
うち用務員	50.4歳	24人	300,943円	323,345円	316,447円	用務員	54.3歳	199,300円	1.62
うち自動車運転士	55.6歳	13人	346,543円	433,150円	375,014円	自家用自動車運転者	52.7歳	255,800円	1.69
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
都道府県平均	51.2歳	282人	331,881円	387,064円	364,062円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
岐阜県	5,650,281円	—	—
うち用務員	5,148,864円	2,747,000円	1.87
うち自動車運転士	6,721,758円	3,619,100円	1.86

※ 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している（平成23～25年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岐阜県	42.7歳	373,769円	418,982円
都道府県平均	44.8歳	383,450円	443,343円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岐阜県	42.8歳	371,890円	410,119円
都道府県平均	43.5歳	368,928円	422,542円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岐阜県	38.7 歳	325,998 円	433,093 円	352,576 円
国	41.3 歳	316,666 円	—	367,707 円
都道府県平均	38.8 歳	321,974 円	463,360 円	366,254 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		岐 阜 県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	—
	中学卒	133,100 円	—
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700 円	—
警 察 職	大学卒	200,800 円	200,000 円
	高校卒	168,400 円	161,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

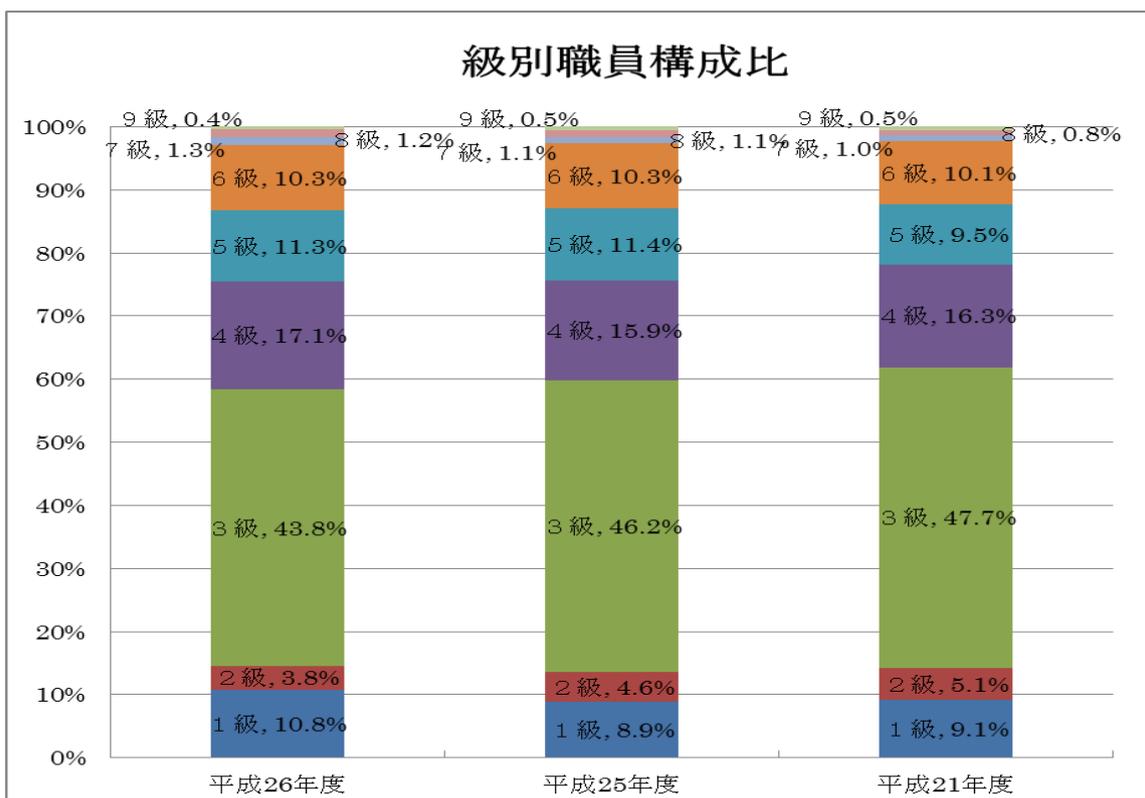
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,542 円	347,842 円	380,078 円	405,931 円
	高校卒	214,677 円	310,344 円	339,270 円	369,874 円
技能労務職	高校卒	203,550 円	(22年) 306,033 円	332,133 円	341,250 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校 教育職	大学卒	314,172 円	403,329 円	428,733 円	438,919 円
	高校卒	245,682 円	343,668 円	368,546 円	340,756 円
小・中学校 教育職	大学卒	315,108 円	395,241 円	417,119 円	429,430 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	286,507 円	386,718 円	402,434 円	411,600 円
	高校卒	257,351 円	356,384 円	386,776 円	410,025 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9 級	本庁部長	人 20	% 0.4	円 464,600	円 537,700
8 級	本庁次長	人 54	% 1.2	円 413,000	円 478,200
7 級	困難な本庁課長	人 62	% 1.3	円 366,200	円 456,200
6 級	本庁課長等	人 489	% 10.3	円 320,600	円 425,200
5 級	困難な課長補佐	人 534	% 11.3	円 289,200	円 403,200
4 級	課長補佐等	人 805	% 17.1	円 261,900	円 390,800
3 級	主査等	人 2,066	% 43.8	円 222,900	円 356,400
2 級	主事又は技師	人 179	% 3.8	円 185,800	円 307,800
1 級	主事又は技師	人 507	% 10.8	円 135,600	円 243,700

- (注) 1 岐阜県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として管理職を除く職員に対して勤務成績の評定を実施しています。（内容の詳細については、岐阜県職員勤務評定実施要綱を参照）

なお、平成19年度から能力・業績に基づく人事評価についての試行をしています。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

平成26年1月1日の昇給において、勤務成績に応じ、特に良好・良好・良好でないの区分によりそれぞれ5号給以上・4号給・3号給以下の昇給区分を決定しています。一般行政職（知事部局）については、病休者等を除き、特に良好が25.9%、良好74.0%、良好でない0.1%となっています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岐 阜 県		国	
1人当たり平均支給額（25年度）		—	
1,557千円			
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として管理職を除く職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

なお、平成19年度から能力・業績に基づく人事評価についての試行を行っています。

2. 勤労手当への勤務実績の反映状況

勤務成績が良好でないもの（0.1%）を除き、勤務成績に基づき各所属長が支給率を決定しています。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

岐 阜 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(割増率2～20%)			定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合 561千円			自己都合 561千円		
勸奨・定年 19,067千円			勸奨・定年 19,067千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		1,528,813千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		139,211円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18%	22人	18%
大阪市	15%	1人	15%
医師及び歯科医師	15%	26人	15%
名古屋市	12%	4人	12%
大津市	10%	2人	10%
津市、仙台市	6%	7人	6%
富山市	3%	1人	3%
岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	3%	10,919人	3%
上記以外の市町村	0%	13,234人	0%
平均支給率	1.4%	—	1.4%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		98.5 (98.5)	

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	1,198,686 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	126 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	39.6%
手当の種類（手当数）	26種類

（注）すべての特殊勤務手当の詳細（支給対象職員、支給対象業務、支給単価等）は末尾に記載。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	2,990,129 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	354 千円
支給実績（24年度決算）	3,133,287 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	372 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	2,846,750千円	260,381円
住居手当	1,280,561千円	316,579円
初任給調整手当	39,641千円	1,801,864円
通勤手当	2,360,737千円	113,688円
単身赴任手当	212,532千円	334,170円
管理職手当	1,425,016千円	644,804円
特地勤務手当	5,327千円	313,353円
へき地手当	201,838千円	461,872円
定時制通信教育手当	49,141千円	271,497円
産業教育手当	110,426千円	242,162円
義務教育等教員特別手当	1,059,652千円	71,545円
農林漁業普及指導手当	42,461千円	353,842円
宿日直手当	514,470千円	250,107円
管理職員特別勤務手当	9,172千円	382,167円
夜間勤務手当	228,200千円	164,765円
休日勤務手当	652,445千円	396,864円
寒冷地手当	143,481千円	69,719円
災害派遣手当等	0千円	0円

手当の内容については次のとおり。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対し支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者は月額13,200円 ・その他の扶養親族は月額6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち一人については11,000円) ・16歳から22歳の子には5,000円加算 	異なる	配偶者にかかる手当について、国は13,000円を支給。
住居手当	<p>①借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃相当額に応じ月額27,000円まで支給。</p> <p>②単身赴任手当受給者の留守宅に係る手当 留守家族の居住する借家・借間の家賃を負担する職員 ①の1/2の額</p>	同じ	
初任給調整手当	<p>専門的知識を必要とする職員の採用を容易にするため新たに採用された職員に支給。</p> <p>①医師又は歯科医師の職である職員で、採用の日から35年以内の期間にあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務地域に応じて支給 1種 52,500円～365,500円 2種 47,500円～306,000円 3種 37,500円～249,100円 4種 26,500円～183,100円 (参考:岐阜市は2種) <p>②①に掲げる職以外の職のうち、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職員で、採用の日から5年以内の期間にあるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限2,500円 	同じ	
通勤手当	<p>通勤のために要する費用を直接負担している職員に対して支給。</p> <p>①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで</p> <p>②自動車等使用者 2 km以上(片道)の利用者に対して距離に応じ月額2,900円から月額39,900円まで</p> <p>③新幹線・高速道路等利用者 異動により通勤困難となった職員に対して特急料金または高速料金の1/2相当額を月額20,000円を限度として加算</p>	異なる	自動車等使用者の自動車等の使用距離区分(国は5 km毎、岐阜県は2 km毎)及びその手当額。
単身赴任手当	<p>異動等に伴い住居を移転しやむを得ず配偶者と別居することとなり、当該異動等直前の住居から通勤することが困難であるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎額 23,000円 ・加算額 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離が100km以上である職員に対して、交通距離の区分に応じ加算する 	同じ	

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。本手当が支給される職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給されない。 ・給料表、級、区分に応じた定額 行政職 40,400円～128,900円	同じ	
特地勤務手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(4～16%)	同じ	
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給。 ・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(4～16%)		
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程を置く高等学校の教職員に対し支給。 ・給料月額×支給割合(5%、管理職については4%)		
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教員で、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する職員に支給。 ・給料月額×支給率(3～5%)		
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校及び特別支援学校の小・中学部に勤務する教育職員に支給。 ・給料表、職務の級、号給等別に定められた額 (2,000円～8,000円)		
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給。 ・給料月額×8%		
宿日直手当	正規の勤務時間が割り振られている時間以外の時間又は休日等において、本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対し支給。 ①管理当直(庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務) ・通常勤務1回につき 4,200円 ②業務当直(学生等の生活指導又は生活の介助等のための当直勤務等) ・通常勤務1回につき 2,550円～7,200円	同じ	
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給。 ・勤務1回につき 4,000円～12,000円	同じ	

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、当該勤務した時間に対して支給</p> <p>・勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間数</p>	同じ	
休日勤務手当	<p>休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・勤務1時間当たりの給与額×100分の135×勤務時間数</p>	同じ	
寒冷地手当	<p>一定の寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対し支給。</p> <p>・7,360円～26,380円</p>	同じ	
災害派遣手当て等	<p>災害対策基本法に規定する応急対策又は災害復旧のために県に派遣された者が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要する場合等に支給される。</p> <p>・期間中1日につき 3,970円～6,620円</p>		

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	知 事	1,340,000円	
	副 知 事	1,060,000円	
報 酬	議 長	1,020,000円	
	副 議 長	920,000円	
	議 員	850,000円	
期 末 手 当	知 事	(25年度支給割合) 3.90月分	
	議 長	(25年度支給割合) 3.90月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) 給料月額×在職月数×100分の59 (1期の手当額 37,948,800円)	(支給時期) 任期毎
	副 知 事	給料月額×在職月数×100分の42 (1期の手当額 21,369,600円)	
備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

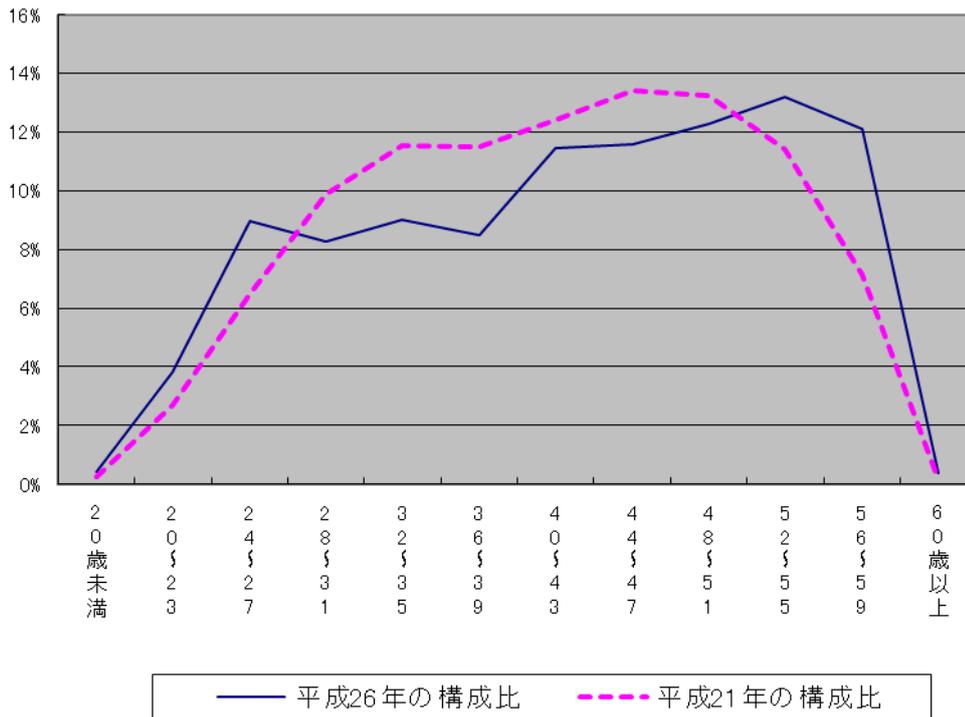
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	4,004	4,060	56	スポーツ部門の移管等による増 (参考:人口10万人当たり職員数 194人)
	教育部門	16,215	16,170	△ 45	スポーツ部門の移管等による減
	警察部門	3,868	3,886	18	欠員補充による増
	小計	24,087	24,116	29	(参考:人口10万人当たり職員数1,149人)
公営企業等会計部門		108	101	△ 7	病院派遣職員の減
合計		24,195 [26,375]	24,217 [26,306]	22 [△ 69]	(参考:人口10万人当たり職員数1,154人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	98	923	2,166	2,006	2,178	2,058	2,776	2,808	2,976	3,194	2,936	98	24,217人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度		22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
知事の事務部局等	職員数	4,289	4,185	4,107	4,088	4,165	—
	増減	△226	△104	△78	△19	+77	△124 (△2.9%)
教育委員会	職員数	16,227	16,189	16,139	16,131	16,065	—
	増減	△220	△38	△50	△8	△66	△162 (△1.0%)
警察本部	職員数	3,858	3,856	3,862	3,868	3,886	—
	増減	△2	△2	+6	+6	+18	+28 (0.7%)
普通会計計	職員数	24,374	24,230	24,108	24,087	24,136	—
	増減	△448	△144	△122	△21	+29	△238 (△1.0%)
公営企業 (水道等)	職員数	163	137	126	108	101	—
	増減	△1,570	△26	△11	△18	△7	△62 (△38.0%)
計	職員数	24,537	24,367	24,234	24,195	24,217	—
	増減	△2,018	△170	△133	△39	+22	△320 (△1.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	千円 4,282,281	千円 1,351,259	千円 504,996	% 11.8	% 9.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 62	千円 237,456	千円 46,429	千円 90,919	千円 374,804	千円 6,045	千円 6,862

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岐 阜 県	43.1歳	318,710円	369,134円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岐 阜 県	
1人当たり平均支給額（25年度）	1,466千円

支給割合、加算措置等は一般行政職等と同様である。

イ 退職手当（平成26年4月1日）

岐 阜 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	0千円	25,147千円

支給割合、加算措置等は一般行政職等と同様である。

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支 給 実 績（25年度決算）	3,200千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	128,000円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
岐阜市	3%	11人
美濃加茂市	3%	14人
上記以外の市町村	0%	0人

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	5千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	1,643円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	4.8%
手当の種類（手当数）	1種類

手当の名称、対象職員等は一般職員の基準と同様である。

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	10,279千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	187千円
支給実績（24年度決算）	11,447千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	224千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	9,880千円	267,023円
住居手当	1,902千円	271,714円
初任給調整手当	0千円	0円
通勤手当	11,329千円	222,146円
単身赴任手当	578千円	289,000円
管理職手当	5,310千円	758,627円
特勤勤務手当	0千円	0円
へき地手当	0千円	0円
定時制通信教育手当	0千円	0円
産業教育手当	0千円	0円
義務教育等教員特別手当	千円	0円
農林漁業普及指導手当	0千円	0円
宿日直手当	13千円	4,200円
管理職員特別勤務手当	63千円	12,600円
夜間勤務手当	0千円	0円
休日勤務手当	0千円	0円
寒冷地手当	0千円	0円
災害派遣手当等	0千円	0円

手当の内容は一般職員と同様である。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用 に占める職員 給与費比率
25年度	千円 55,826	千円 14,653	千円 7,392	% 13.2	% 12.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 2	千円 6,824	千円 1,263	千円 2,591	千円 10,678	千円 5,339	千円 6,337

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岐 阜 県	35.7歳	288,583円	325,548円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岐 阜 県
1人当たり平均支給額（25年度）
1,296 千円

支給割合、加算措置等は一般行政職と同様である。

イ 退職手当（26年4月1日）

岐 阜 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円

支給割合、加算措置等は一般行政職と同様である。

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支 給 実 績（25年度決算）		220千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		109,836 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
岐阜市	3 %	1 人
美濃加茂市	3 %	1 人
上記以外の市町村	0 %	0 人

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	0%
手当の種類（手当数）	0種類

手当の名称、対象職員等は一般職員の基準と同様である。

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	77千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	39千円
支給実績（24年度決算）	35千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	18千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	314千円	314,400円
住居手当	0千円	0円
初任給調整手当	0千円	0円
通勤手当	0千円	0円
単身赴任手当	348千円	348,000円
管理職手当	0千円	0円
特勤勤務手当	0千円	0円
へき地手当	0千円	0円
定時制通信教育手当	0千円	0円
産業教育手当	0千円	0円
義務教育等教員特別手当	0千円	0円
農林漁業普及指導手当	0千円	0円
宿日直手当	4千円	4,200円
管理職員特別勤務手当	0千円	0円
夜間勤務手当	0千円	0円
休日勤務手当	0千円	0円
寒冷地手当	0千円	0円
災害派遣手当等	0千円	0円

手当の内容は一般職員と同様である。

(平成26年4月1日現在)

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給実績(千円) (平成25年度決算)	支給単価(円、%)	
警察職員手当					
(1) 私服業務手当	警察職員	私服員が主として従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	100,511	日額	560
(2) 交通捜査業務手当		交通捜査の業務	34,730	日額 加算(日額)(日没時から日の出までの間に従事した場合)	560～840 280～420
(3) 交通整理業務手当		交通整理の業務	4,355	日額	310～460
(4) 白バイ業務手当		交通取締用自動車二輪車の運転業務	2,284	日額	560
(5) パトカー業務手当		交通取締用自動車その他特殊自動車の運転業務	28,894	日額	420～450
(6) 看守業務手当		看守業務	10,020	日額	280
(7) 犯罪鑑識業務手当		指紋、手口、写真、文書及び足跡を利用して行う犯罪鑑識並びに理化学、法医学及び銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定業務	7,842	日額	280～560
(8) 警ら業務手当		地域警察官の警ら業務	48,968	日額	340
(9) 少年補導業務手当		少年補導業務	508	日額	300
(10) 自動車整備業務手当		自動車の整備業務	325	日額	180
(11) 運転免許技能試験業務手当		自動車運転免許技能試験業務	206	日額	190
(12) 無線電話通信業務手当		無線電話機による通信業務	987	日額	110
(13) 海外犯罪捜査情報収集業務手当		特定の個人又は団体に係る犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において、武器を携帯した現地の警察官等が同行せず1時間以上におわたって行う情報収集の業務	0	日額	1,100
(14) 身辺警衛・警護業務手当		天皇若しくは皇族の身辺警衛又は警護要則第二条に規定する内閣総理大臣、国費その他の警護対象者の身辺警護の業務	247	日額	640～1,150
(15) 銃器犯罪捜査業務手当		防弾装備を装着し、武器を携帯して行う銃器犯罪の業務	0	日額	820～1,640
(16) 特殊危険物処理業務手当		サリン等特殊危険物等の処理等の業務	0	日額	250～4,600
(17) 核原料物質輸送警備業務手当		核原料物質等の輸送警備の業務	0	日額	640
(18) 山岳遭難救助・警ら業務手当		山岳遭難救助及び山岳警らの業務	857	日額	2,000 (4時間未満60%)
(19) 山岳遭難救助訓練業務手当		山岳遭難救助の訓練業務	359	日額	1,000 (4時間未満60%)
(20) 救難・救助業務手当		地上若しくは水面上10メートル以上の箇所を含むロープを利用した渡過又は落差10メートル以上のロープを利用した懸垂降下による救難救助の業務	0	日額	370～520 (4時間未満60%)
(21) 術科指導業務手当	術科指導員が行う警察官に対する柔道、剣道及び逮捕術の指導業務	3	日額	240 (4時間未満60%)	
(22) 大規模災害捜索救助業務手当	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難者の捜索救助その他の危険又は困難を伴う救済等の業務	0	日額	840～1,680	
(23) 爆発物処理業務手当	爆発物容疑物件の処理業務	0	回	5,200	
(24) 潜水業務手当	潜水器具を着用して行う人命救助、遺体捜索、犯罪に使用した凶器、証拠品等の検索等の業務	5	時間	310～1,500	
呼出し手当(加算)		上記(1)、(2)、(7)、(9)又は(23)の業務について次の場合に当該手当に対し加算をする。 突発的に発生した当該業務に正規の勤務時間に引き続かない時間において自宅等から緊急に呼び出されて従事する場合で、その従事する時間帯の一部又は全部が午後9時後翌日午前5時前の間であるとき	3,003	回	1,240
教育職員手当					
(1) 多学年学級担当手当(2学年)	小、中、高等及び特殊教育諸学校に勤務する教育職員	小学校の二の学年をもって編成した学級の担当業務及び中学校の二の学年をもって編成した学級の教科の担当業務	3,138	日額	290
(2) 多学年学級担当手当(3学年)		小学校の三の学年をもって編成した学級の担当業務及び中学校三の学年をもって編成した学級の教科の担当業務	0	日額	350
(3) 教育業務連絡指導手当(主任手当)		勤務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難な業務	152,959	日額	200
(4) 非常災害時等緊急業務手当		学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	423	日額	3,000～12,800
(5) 修学旅行等引率指導手当		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	69,741	日額	3,400
(6) 対外運動競技等引率指導手当		対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等、年末年始の休日等に行うもの	50,232	日額	3,400
(7) 部活動指導業務手当		学校の管理下において行われる部活動における児童(生徒)に対する指導業務	485,161	日額	1,200～2,400
(8) 入学試験合否判定等業務手当		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定等の業務	31	日額	450～900
(9) 兼務手当(定時制)		高等学校の全日制の課程又は昼間の定時制の課程に勤務する職員が本務としての業務以外に行う夜間の定時制の課程の業務	331	時間	1,200
(10) 兼務手当(全日制)		高等学校の夜間の定時制の課程に勤務する職員が本務としての業務以外に行う全日制の課程又は昼間の定時制の課程の業務	0	時間	1,200
(11) 添削指導業務手当		本務としての業務以外に行う添削指導業務	0	1通につき 月額	110 3,850
(12) 面接指導業務手当		本務としての業務以外に行う面接指導業務	0	時間	1,200

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給実績(千円) (平成25年度決算)	支給単価(円、%)	
税務事務手当	県税事務所職員等	県税の賦課徴収に従事する職員が、納税義務者に直接接して行う県税の調査、滞納処分等の事務	2,322	日額	690
防疫等作業手当(感染症)	保健所職員等	感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合において従事する感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	8	日額	290
防疫等作業手当(狂犬病)	保健所職員	狂犬病予防法第6条の規定による通常措置としての犬の拘留又は捕獲の業務等	107	日額	320 (4時間未満 60%)
放射線取扱手当	保健所職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	52	日額	240
死体処理作業手当	警察職員等	死体の処理作業、検視作業及び死体解剖立会作業	39,965	死体一休につき	1,600~3,200
爆発物取扱等作業手当	消防課職員等	火薬類その他の爆発物の取締に従事する職員が従事する爆発物の処理作業等	0	日額	250
種雄牛豚取扱作業手当	畜産研究所職員	種雄牛若しくは種雄豚の精液採取作業又はその準備のために種雄牛若しくは種雄豚を御する作業	145	日額	270 (4時間未満 60%)
福祉業務手当	振興局職員等	援護、育成又は更正の措置を要する者等に直接接して行う福祉に関する事務	4,827	日額	250~500
精神保健業務手当	保健所職員等	精神障害者若しくはその疑いのある者の診察に精神保健指定医として従事し、若しくはその診察の立ち会いに従事し、又は精神障害者の移送に従事した場合	148	日額	290
実技訓練手当	国際たくみアカデミー職員等	職業訓練指導員である職員が職業訓練業務に従事した場合	6,159	日額	240~960
	農業大学校職員等	農業に関する教育訓練業務			
	消防学校職員等	教育訓練業務			
食肉検査業務手当	保健所職員(獣医師)	と畜場法第10条の規定による検査の業務又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定による検査の業務	0	日額	1,100
	食肉衛生検査所職員等	食肉に関する精密検査等		日額	550
夜間看護等手当	希望が丘学園職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜であるものが行う看護等の	5,046	回	2,000~6,800
有害物取扱手当	産業技術センター職員等	有害な薬品等を取扱う業務	142	日額	290
	保健環境研究所職員				320
特殊現場作業手当(鶏ふん処理)	畜産研究所職員	鶏ふんの処理作業			240
(温室内作業)	農業技術センター職員等	温室内での作業			270
(汚泥処理作業)	東部広域水道事務所職員	取水井、沈砂池又は水槽の汚泥処理作業			180 (4時間未満 60%)
(高所作業)	土木事務所職員等	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物、ダム、橋梁等の工事現場における作業	188	日額	280~330 (4時間未満 60%)
(深所作業)	土木事務所職員等	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において圧搾空気内で行う作業			280 (4時間未満 60%)
(坑内作業)	土木事務所職員等	トンネルの坑内作業等			450 (4時間未満 60%) 圧縮空気内 1時間100円加算
用地交渉等手当	土木事務所職員等	直接地権者等と接して行う用地、立木等の買収又は補償の交渉業務	100	日額	700 (2時間未満)
特殊自動車運転手当	畜産研究所職員等	道路以外の傾斜地において従事する特殊自動車の運転業務	2	日額	300 (4時間未満 60%)
道路上作業手当	東部広域水道事務所職員等(現業職除く)	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等	32	日額	300 (4時間未満 60%)
	土木事務所職員(現業職)	道路の維持修繕の作業等		日額	100 (4時間未満 60%)
	土木事務所職員	暴風雪警報等の発令下において行う除雪車による除雪作業等		日額	300~450
夜間特殊業務手当	警察本部職員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務	95,664	回	410~1,100
	警察本部職員等	警備、災害の防止又は護衛の業務			300~730
	東部広域水道事務所職員	上下水道用水供給施設の維持管理業務			
	わかあひ学園職員	児童の自立支援、生活指導又は養育の業務			410~980
環境監視等手当	振興局職員等	廃棄物処理施設等の現場において従事する監視の業務又は立入検査業務等	395	日額	270
	振興局職員等	ばい煙、汚水等を排出し、又は発生している施設の立入検査業務			270
災害防止作業等手当	土木事務所職員等	砂利採取、採石、河川の区域内の土地の占用、道路の占用又は屋外広告物の取締業務のうち困難と認められるものに従事した場合	75	回	180
		岐阜県地域防災計画に基づき、緊急の呼び出しを受けた職員が従事する災害防止のための業務			310
高圧電気作業手当	東部広域水道事務所職員	高圧電気の通ずる施設において従事する点検作業	0	日額	500 (4時間未満 60%)
麻薬取締業務手当	薬務水道課職員	麻薬取締員が麻薬取締のために行う司法警察員として従事する捜査等	0	日額	500
患者接触等業務手当	保健所職員等	結核患者、精神病患者又は感染症患者に直接接する窓口業務等	3	日額	240
航空業務手当	防災課職員等	ヘリコプターの操縦業務	17,927	時間	5,100 (80時間以内)
		つり上げ救助業務等のための操縦(上記手当に加算)		時間	1,530
	上記以外の職員	ヘリコプターに搭乗して行う捜索、救難等の業務		時間	2,200
		搭乗した時間にホバリングをして行うつり上げ救助業務等(上記手当に加算)		時間	660
		飛行中のヘリコプターからの降下		日額	430~870
防災課職員等	ヘリコプターの整備業務	日額	950		
災害応急作業等手当(東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例)	警察職員等	東日本大震災に対処するため、東京電力福島第一原子力発電所及びその周辺の区域で行う災害応急作業等	1,091	日額	660~20,000 (4時間未満 60%)

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給実績(千円) (平成25年度決算)	支給単価(円、%)
外国勤務手当	一般職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地における勤務	18,168	月額 在外公館の名称及び位置並びに 在外公館に勤務する外務公務員 の給与に関する法律(昭和27年法 律第93号。以下「法」という。)の規 定により、在外公館に勤務する外 務公務員に支給される例による在 勤手当のうち在勤基本手当、住居 手当及び子女教育手当の以下に 相当する額 ・在勤基本手当の100分の75に 相当する額 ・住居手当の100分の100(法の規 定による限度額に100分の80を乗 じて得た額を限度とする。)に相当 する額 ・子女教育手当の100分の100に 相当する額 (租税が課せられる場合には、その 租税の額に相当する額を加算)